



2025年12月15日

各 位

会社名 佐田建設株式会社

代表者名 代表取締役社長 星野 克行

(コード番号 1826 東証スタンダード)

問合せ先 取締役執行役員管理本部長 堀内 金弘

(TEL. 027-251-1551)

指名報酬諮問委員会の設置に関するお知らせ

当社は、2025年12月15日開催の取締役会において、取締役会の下に任意の諮問機関として「指名報酬諮問委員会」（以下、委員会）を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 委員会設置の目的

取締役および執行役員の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性および客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、任意の指名報酬諮問委員会を設置するものです。

2. 委員会の役割

委員会は取締役会または代表取締役社長の諮問に応じて、以下の事項について審議をし、取締役会に対して答申を行います。

- (1) 取締役・執行役員候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (2) 取締役の選任及び解任に関する株主総会議案の原案
- (3) 代表取締役及び役付取締役の選定及び解職に関する取締役会議案の原案
- (4) 執行役員の選任及び解任に関する取締役会議案の原案
- (5) 代表取締役社長の後継者計画
- (6) 取締役の報酬等に関する株主総会議案の原案
- (7) 取締役の個人別の報酬等に係る決定に関する方針と手続
- (8) 取締役の個人別の報酬等の取締役会議案の原案
- (9) 前各号を決議するために必要な基本方針等の制定、変更、廃止
- (10) その他、取締役及び執行役員の選任及び解任、代表取締役及び役付取締役の選定及び解職、

取締役の報酬等について取締役会が必要と認めた事項

3. 委員会の構成

委員会は取締役会の決議により選定された委員 3 名以上で構成し、その過半数を社外取締役とします。社外取締役のうち 1 名以上は独立社外取締役とし、委員長は、指名報酬諮問委員会の決議により、独立社外取締役である委員の中から選定します。

4. 設置日

2025 年 12 月 15 日

以上